

(公印省略)

環 保 第 1240 号
環 対 第 2054 号
令 和 5 年 8 月 31 日

建設業許可業者（建築工事業又は解体工事業）
解 体 工 事 業 登 録 業 者 } 殿

大分県生活環境部環境保全課長

大分市環境部環境対策課長

有資格者による石綿事前調査の義務化について（通知）

平素より、大分県及び大分市の環境行政の推進に格別の御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、大気汚染防止法においては、令和3年4月から建築物等の解体等工事に伴う石綿飛散防止対策の強化が、段階的に行われてきたところです。

このうち、解体等工事の際に行わなければならない石綿事前調査については、令和5年10月1日から有資格者による実施が義務付けられます。

また、工作物（別紙1に示した特定工作物、又は、塗料その他の石綿等が使用されているおそれがある材料の除去の作業を伴うもの）の解体等工事の事前調査についても、新たに令和8年1月1日から有資格者による実施が義務付けられることとなりました。

つきましては、「工作物石綿事前調査者登録制度の新設について（別紙2）」を参照のうえ、自社の事業形態に応じた講習を計画的に受講する等、対応に遺漏のないよう準備をお願いします。

併せて、石綿に関する事前調査が不十分である事例や、調査結果が掲示されていない等、法に定められた事項を適正に実施していない事例が散見されることから、適正な事前調査の実施及び法令遵守をお願いします。

(担当)

大分県環境保全課大気保全班 岡本、森山

TEL：097-506-3114（直通）

大分市環境対策課大気・騒音担当班 岩本、西田

TEL：097-537-5748（直通）